**工事現場アートに関する制度調査　パリ事務所回答**

1. **フランスにおける屋外アートの位置付け**

フランスにおいては工事現場の囲いや建造物の外壁を利用した屋外アートは、その規模や技法に関わらずグラフィティ等と同様にストリートアートに含まれる。ストリートアートはフランス語ではart urbain（「アーバンアート」の意）と訳されるが、現在ではart urbainはストリートアートの同義語ではなく、美的価値が高く、芸術品としてアートギャラリーや美術館などで見られる恒久的なストリートアート作品を指すものであるとされ、ストリートアートとは区別される傾向にある。フランスで1970年代から見られるようになったストリートアートは、長い間違法行為、破壊行為とみなされてきた。しかし最近では芸術表現の一形式であると認識されており、美術館に入るのは敷居が高いと感じている市民でも通りで現代アートにアクセスできることが可能であるため、自治体の文化政策に重要な位置を占めるようになっている。また街の美化や地域の魅力向上、または観光振興のためにストリートアートを活用している自治体も増えている。

主要参考URL：

* <https://www.urban-painters.com/blog/street-art.html#:~:text=Street%20art%20%3A%20d%C3%A9finition%20rapide&text=Le%20street%20art%2C%20ou%20art,ou%20encore%20le%20collage%20urbain>.
* <https://www.labelrue.fr/arts-de-rue-et-street-art/>
* <https://urbaneez.art/fr/magazine/graffiti-et-street-art-ou-la-pluralite-des-arts-urbains?srsltid=AfmBOopH95_xushYWa6OGS7d8yvDYdWGu_x0Wm8wrwpC_DPoUu1--NET>
* <https://www.lagazettedescommunes.com/934474/le-street-art-redonne-des-couleurs-aux-villes/?abo=1>

1. **ストリートアートに関係する法令**

フランスではストリートアートの掲出について特別に定める法令があるわけではないが、ストリートアートに関連する法令として以下が挙げられる。刑法典及び民法典の規定は違法行為のストリートアートに関するものであり、地域都市計画プランはストリートアートの掲出に直接関係するものであると言える。

刑法典

ストリートアートは、それが描かれる壁等の所有者から事前の許可を得ていない限り違法行為であり、刑法典上は落書きもストリートアート作品も同じ扱いとなる。無許可でストリートアート作品を描いた場合は器物損壊罪に問われ、刑法典第L322-1条Ⅰ（2年の懲役及び30 000ユーロの罰金）に基づき処罰される。また損害の度合い等に応じて第R635-1条（規則で定める軽微な器物損壊罪）や第L322-1条Ⅱ（建物のファサード、車両、公道などに無断で描いた場合の規定）適用されるほか、指定建造物や宗教建築物等の重大な建造物に損害が加えられた場合には第L322-3-1条の規定（法令で定める7年の懲役及び100 000ユーロの罰金、あるいは10年の懲役及び150 000ユーロの罰金）が適用となる。また作品が描かれた財産の所有者あるいは使用者が特定の民族、国家、人種または宗教に、実際にあるいは想定上帰属すること、ないしは帰属しないことを理由に損害が加えられた場合や、落書きされたメッセージの内容が名誉棄損、冒涜、差別、憎悪または暴力を挑発するものである場合は、刑罰はさらに重いものとなる。なお最近では訴訟の判決確定にあたり、ストリートアート作品が制作された状況、アーティストの意図及び一般市民の当該作品に対する評価が考慮されるケースがみられる。

主要参考URL：

* <https://www.baticopro.com/guides/tags-et-graffitis-sur-un-immeuble-ce-que-dit-la-loi.html>
* <https://www.juridique-facile.fr/la-frontiere-fragile-quand-lart-urbain-defie-la-loi/>
* <https://www.lagazettedescommunes.com/521287/le-street-art-cet-objet-juridique-non-identifie/>
* <https://www.erudit.org/fr/revues/cd1/2017-v58-n1-2-cd03066/1039839ar/>
* <https://lateliergeant.geant-beaux-arts.fr/100-pour-cent-artistes/lart-urbain-et-la-loi/#:~:text=L'art%20urbain%20et%20la%20loi&text=Loi%20sur%20l'Art%20Urbain,cette%20forme%20d'%20expression%20artistique>.

民法典

民法典第1240条は「いかなる者の行為も、それが他人に損害を及ぼす場合には、その損害を引き起こした者が修復の義務を負う」と定めている。

従って他人の建物の壁を使用して壁画を描く者と、その壁の所有者の間で合意が結ばれていない場合には、本来であれば同条の規定に基づきその者の民事責任が問われることになり、壁画を描いた者は壁画を消し、またその跡を消すためのペンキ工事等の費用を負担する義務を負うということになる。

フランスでは落書きを建物の所有者の費用負担により消す義務に関する明文の規定はない。しかしコミューンによっては「建造物の外壁は常に手入れが行き届いた状態に保たれなければならず、その維持管理工事は10年に1回行われなければならない」と定める建築・住宅法典第132-1条に基づき、そのアレテ（行政命令）により落書きの除去を義務付けているところがある。パリ市では民間の建物の所有者に対し外壁の落書きを無料で除去するサービスを提供しているほか、リヨン市は外壁に描かれた落書きの除去を義務付けてはいないが、住宅及び共同住宅の所有者、商店に「きれいな外壁契約」と呼ばれる年間定額の外壁清掃サービスを提供しており、契約者は電話やメールで市に連絡すれば、回数無制限で市の委託専門業者による清掃サービスを受けることができる。

主要参考URL：

* <https://www.baticopro.com/guides/tags-et-graffitis-sur-un-immeuble-ce-que-dit-la-loi.html#:~:text=Interdits%20par%20la%20loi%2C%20sauf,de%20travaux%20d'int%C3%A9r%C3%AAt%20g%C3%A9n%C3%A9ral>.
* <https://www.village-justice.com/articles/street-art-entre-protection-repression,30105.html#:~:text=Le%20fait%20de%20tracer%20des,qu'un%20dommage%20l%C3%A9ger.%20%C2%BB>
* <https://mairiepariscentre.paris.fr/pages/la-lutte-contre-le-graffiti-et-l-affichage-sauvage-a-paris-centre-18331>
* <https://www.lyon.fr/demarche/proprete-dechets-et-salubrite/demander-lenlevement-dun-graffiti>

地域都市計画プラン

都市計画法典第L123-1条が定める「地域都市計画プラン（Plan local d’urbanisme、略称PLU、以下PLU）」は、コミューン（日本の市町村に相当する基礎自治体）またはコミューン間広域行政組織より策定される都市計画文書で、地域整備と都市計画の全体方針を定めるとともに、それに基づき持続可能な開発の原則を考慮に入れつつ都市空間整備及び土地利用のルール（土地の用途、建設が認められる建築物の種類や用途、周辺環境と調和する建築物の外観、保護や活用が必要な地区や建築物等）を定めるものである。

ストリートアート作品の掲出にあたっては、例えば壁画の場合、建物の所有者の許可を得るだけでなく、事前許可申請がコミューンの都市計画課に提出されなければならない。作品が描かれる建物が歴史地区に位置する場合、その建物は歴史的建造物から500メートル以上離れていなければならない（遺産法典第L621-30条）。フランス建築物監視官は提出されたプロジェクトを検討して、それに対する意見をコミューンに通知する。なお状況により、許可が出ても、それに固有の規制が課される場合がある。またPLUの規制は同じコミューン内であっても、地区により異なる。コミューンから許可が出るまでには約2か月を要する。

工事現場の仮囲いの設置にあたっても都市計画法典及びPLUの規定が遵守されなければならない（都市計画法典第L421-1条）。

主要参考URL：

* <https://www.collectivites-locales.gouv.fr/competences/les-plans-locaux-durbanisme>
* <https://www.facade-protection-decoration.com/fresque-murale-facade-tout-savoir-reglementation/>
* <https://www.caddenz.com/guide-palissade/palissade-construction-definition-implications-legales>
* <https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F3131>
* <https://www.caddenz.com/guide-palissade/palissade-installation-normes-reglementations-urbanisme#:~:text=De%20m%C3%AAme%2C%20il%20convient%20de,2%20m%C3%A8tres%20minimum%20au%2Ddel%C3%A0>.

**パリ市がストリートアート作品を拒否した例**

パリ市内にホテルを運営する会社がホテルの1階の外壁に有名なストリートアートのアーティストに壁画を描いてもらうため、パリ市にファサード変更の工事の事前届出を行ったが、工事は認められなかった。会社は市の決定を不服として行政裁判所に提訴したが、その訴えは棄却され、また行政控訴院への上訴においても同じく棄却となった。

パリ市の決定には、市が工事を認めない理由の1つとして、ホテルの建物の立地及びその外観、また壁画の色彩の観点から、工事が市のPLUの規定に適合していないことが挙げられている。

都市計画法典第111-27条には、「建築物に関する計画は、建物の位置、建築様式、寸法または建設あるいは変更される建築物や工作物の外観が近隣区域の性格や利益、その敷地、自然景観もしくは都市景観、あるいは歴史的建造物の眺望を損なうものである場合、その計画は拒否されるか、または特別な規定を順守することを条件として認められる。」と定められている。

またパリ市のPLUは、公共空間に面する1階及び店舗のファサードは周辺の建物と統一感があるものでなければならず、また正面の色は、文化省のフランス建築物監視官の意見に沿ったものでなければならない、と定めている。またパリ市が作成している「商店のファサードと看板のデザイン（Concevoir sa devanture commerciale et son enseigne）」という小ガイドブックにも「ファサードの色の数は抑えること。一色で十分である」「鮮やかな色や蛍光色は避けること」と書かれている。しかしパリ市が工事を拒否した壁画は、赤やオレンジ等の鮮やかな色15色を使用する幾何学模様であり、建物の建築様式（ルイ・フィリップ様式）とは相容れないものであった。さらに壁画に使われた色は、同じ通りに位置する他の店舗のファサードと調和が取れないことから、この壁画がパリ市のPLUの規定に反していると判断されたものである。

この会社は、パリ市がストリートアートを奨励しており、同じような作品の制作を市が許可している一方で、市がホテルのファサードに壁画を制作する工事を拒否したことは矛盾しており、平等の原則に違反していると反論したが、裁判官はこれまでにパリ市が許可したストリートアートの作品はいずれも商業事業所のファサードには描かれておらす、従って不平等には当たらないと判断した。



パリ市が拒否したホテルのファサードの壁画

主要参考URL：

* <https://actu.fr/ile-de-france/paris_75056/paris-anne-hidalgo-avait-mis-son-veto-aux-fresques-tres-vives-d-un-hotel-la-justice-la-soutient_60771907.html>
* <https://www.noual-avocat.com/post/street-art-attention-au-plan-local-d-urbanisme>
* <https://www.paris.fr/pages/le-plan-local-d-urbanisme-plu-2329>
* <https://regles-urbanisme.paris.fr/plu-bioclimatique/>
* <https://www.legifrance.gouv.fr/juri/id/CETATEXT000048542786>
* <https://www.culture.gouv.fr/regions/drac-occitanie/la-direction-regionale-des-affaires-culturelles-drac-occitanie/patrimoines-et-architecture/espaces-proteges-les-unites-departementales-de-l-architecture-et-du-patrimoine-udap-d-occitanie/udap-31/notre-service/role-et-missions-des-architectes-des-batiments-de-france#:~:text=Il%20d%C3%A9livre%20des%20avis%20sur,historiques%20appartenant%20%C3%A0%20l'%C3%89tat>.
* <https://cdn.paris.fr/paris/2020/02/26/11ea34d26ffba1a7f1f4d97dd8453e39.ai>
* <https://data.geopf.fr/annexes/gpu/documents/DU_75056/7700f285f39b8e589476ea77e7db9527/75056_reglement_20230704.pdf>

**ストリートアートと屋外広告物の関係**

屋外広告物（看板、案内板、広告）に関する規制については、視覚公害を減らして市民の生活環境と景観の向上を目的として、環境法典のL581-1条～第L581-45条及び第R581-1条～第R581-88条がこれを定めている。これらの規定は屋外広告物の媒体自体（大きさや設置場所等）に関するもので、それが伝搬するメッセージの内容を規制するものではない。またこれらの規制は広告物をなくすためのものではなく、その質を高め、それが環境に配慮したものとなることを目的とするものである。

環境法典の規定を地域の実情に合わせて適用するため、同法典第L581-14条は「地域都市計画プランに関する権限を有するコミューン間広域行政組織、リヨン・メトロポール及びコミューンは、第L582-9条及び第L582-10条の規定をその区域全体に適合させるために、地域広告規則（Règlement locale de publicité、略称RLP、以下RLP）を定めることができる」と定めている。RLPは屋外広告物の設置及び使用について規定する都市計画文書で、PLUの附属文書である。

環境法典第L581-1条第1項によると、広告とは公衆に情報を提供するため、またはその注意を引くことを目的としたあらゆる掲示文、形式及び画像であり、またそれらの掲出のために用いられる装置についても広告に類するとされる。建物の外壁に描かれた壁画に商品名や企業のロゴが含まれる場合には、その壁画はストリートアート作品ではなく、広告とみなされる。

主要参考URL：

* <https://entreprendre.service-public.fr/vosdroits/F24478>
* <https://www.ecologie.gouv.fr/politiques-publiques/reglementation-publicite-exterieure-enseignes-preenseignes>
* <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/section_lc/LEGITEXT000006074220/LEGISCTA000006159329/>
* <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/section_lc/LEGITEXT000006074220/LEGISCTA000006159442/>
* <https://www.marne.gouv.fr/Actions-de-l-Etat/Environnement/Publicite-exterieure-enseignes-et-pre-enseignes/Reglementation-nationale#:~:text=%C3%89l%C3%A9ments%20de%20cadrage,le%20contenu%20des%20messages%20diffus%C3%A9s>.
* <https://www.paris.fr/pages/enseignes-et-publicites-3514>

1. **所有権と知的所有権の問題**

ストリートアートは本来違法なものであり、裁判で器物損壊とされたものが近くにある場合、不動産価値は下がるはずであるが、バンクシーなどのアーティストの作品が近くにある建物の不動産価値は上がる傾向にあると言われる。アート市場もストリートアートを芸術作品とみなしており、違法に制作された制作物が取り除かれ、修復され、高額で販売されたりしている。このようなストリートアート作品の商品化により、作品の所有権と著作人格権という複雑な法的問題が浮かび上がってくる。

ストリートアート作品は、それが制作者の知的創造物である場合には、作品の表現手法に関わらずその者に知的財産権が認められる（知的財産法典第111-1条）。また判例上は非合法的に制作された作品であってもその著作権は保護され、特に制作者は作品に対する著作人格権を所有し、予告なしの作品の修正または破壊に異議申し立てをすることができるとされている。もっとも知的創造物に関する権利は、その作者の氏名が開示されて初めて主張できるものであり（同法典第L113-1条）、従って非合法のストリートアート作品については、器物損壊で罪に問われることを恐れる作者が自ら名乗り出て著作権を主張することは基本的にないと考えられる。

違法行為の場合は刑法典の規定が適用されるが、作品の媒体となるものの所有者の許可が得られた場合であっても、その作品がPLUのルールに適合していない場合や知的財産権を侵害している場合には、その作品は違法であるとみなされ、その作者は自分の権利を享受することはできず、刑罰に処されるとともに、作品は破壊される。

フランスでは法律上作品に関する権利と媒体に関する権利は区別されており、例えば壁画が描かれた建物の所有者は、その壁画の所有者となり、その壁を自由に使う権利を有する。従って無許可で壁画が描かれた建物の所有者は一時的なストリートアート作品であるその壁画を消すためのペンキ工事を行う権利を有すると解釈される。またその場合アーティストは消される壁画に関して、知的財産法典第L121-1条に定める著作人格権を主張することはできないことになる。なお建物の所有者が外壁に描かれた壁画を消すためにペンキ工事をする場合は、都市計画法及びPLUの規定に基づいて行わなければならない。

コミューンによっては、違法に制作されたストリートアート作品を遺産として保護しているところもある。これは法的判断の一時性を示すものであり、当初は損壊と判断されたものが、時が経つにつれて保護の対象となる遺産に変わり得るという状況において、すぐに刑法上の処分をすることが適切かどうか、と考える向きもある。

ストリートアートには違法のものと合法のものが混在し、また単なる落書きから大規模な壁画に至るまでその種類は様々であるため、それが芸術の一形式であるとみなされるようになった今日においても、その法的な定義は難しい。そのため上記のような法律の規定や解釈が存在しても、実際のところストリートアート作品の法的保護や著作権については、法の空白となっている。

主要参考URL：

* <https://www.lagazettedescommunes.com/521287/le-street-art-cet-objet-juridique-non-identifie/>
* <https://www.lagazettedescommunes.com/597267/comment-proteger-les-oeuvres-de-street-art/>
* <https://www.village-justice.com/articles/street-art-oeuvres-audiovisuelles-delicate-question-clarification-des-droits,51560.html>

1. **コミューンによる工事現場の仮囲い等を利用したアートプロジェクトの公募**

ストリートアートが芸術の表現手法の1つであると認識されるにつれ、フランスでも都市環境の美化、アーティストへの芸術表現の場の提供、住民が創作活動に参加する機会の創出、地域のイメージ向上、観光発展等のために、ストリートアートの制作を奨励するコミューンが増えている。その一環でコミューンは工事現場の仮囲い、公共住宅や公共駐車場の壁などを制作場所としてアーティストに提供し、制作された作品を一定の期間、あるいは長期的に展示している。アーティストの選定方法の1つがプロジェクト公募であるが、住民による作品制作のためのプロジェクトをアーティストや造形芸術にかかる活動を行うアソシアシオン（日本のNPOに相当する非営利団体）から募る場合もある。

プロジェクト公募にかかる条件は仕様書に明記され、採用されたプロジェクトの提案者はコミューンと契約を締結する。

以下は、コミューンが実施した、工事現場の仮囲い等を利用したストリートアートのプロジェクト公募の概要である。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **自治体名**  **（公募年）** | **プロポーザル**  **参加資格者** | **作品の制作者** | **作品の制作場所と媒体、作品の種類及び選考**  **基準** | **財政的支援** | **作品の展示期間** |
| サヴィニー・  シュール・  オルジュ市  （2025年） | プロのアーティストまたはアーティスト集団 | プロポーザルが採用されたプロのアーティストまたはアーティスト集団 | 市役所の駐車場の壁  壁画（「自由・平等・博愛」等共和国の価値を表す作品）  法令の遵守、持続可能な開発目標、駐車場利用者の安全及び公共空間の共用が考慮された、最も価格が低い作品案を採用。 | 制作する作品の創案から完成までに必要な全ての経費（知的財産権の取得費を含む）に最高10 000ユーロまでを支給。  定額謝礼金を別途支給。 | 最低10年 |
| アンジェ市  （2024年） | アーティストあるいはグラフィックデザイナー（個人または集団での応募が可能）、ビジュアルアートを活動とするアソシアシオン。  作品を制作する住民の指導ができる者で、コミュニケーション能力に長けており、地区住民が共感を抱くことができ、地域と一体感がある作品を制作することができる者。 | 16歳～21歳の地域住民（プロポーザル採用者の指導の下に制作）。 | 青年労働者の寮、高齢者住宅、認知症患者対応住宅、託児所、商店及び駐車場の建設工事現場の全長15メートルの仮囲い（全部あるいは一部を使用して制作）。  壁画（作品は解体あるいは削除が容易なものでなければならない）。  提案される作品とそのビジョンや技法等の質の高さ、プロジェクトの一貫性及び作品の制作実現可能性。 | プロジェクト考案と制作活動に対する報酬として2 500ユーロ（アーティスト1人または1グループに対する報酬）。  制作にかかる経費として2 000ユーロ（道具、交通費、宿泊費当、予算書と領収書の提出が必要）。 | 制作終了から約1年。 |
| レンヌ市  （2023年） | プロのアーティスト、デュオあるいはアーティスト集団。 | プロポーザルが採用されたアーティスト（デュオあるいはアーティスト集団の応募も可能）。  選考は二回にわけて行われ、第一次選考では4つの作品が、また第二次選考では1つの作品が選ばれる。 | 1970年代に創設され、再整備工事が行われているLe Brosne地区（発展優先地区に指定）に位置する道路の脇の壁。  壁画  高さ最高6メートル、最大で200 m2の枠内で自由に作品のサイズを決定。色彩に富んでおり、かつ当該地区の過去、現在及び未来を物語る作品。制作に先立ち、住民の代表と対話を持つ機会が設けられ、アーティストは住民の地区に対する視点や体験を作品に反映させなければならない。  プロジェクトの全体的なコンセプトとアーティストの意図、作品の美的価値とオリジナリティー、工事現場周辺との一体性、、プロのアーティストとしてのアプローチ、作品の制作実現可能性、環境への配慮を審査基準とする。 | 第一次選考を通過したが第二次選考でプロジェクトが採用されなかった者には1 500ユーロ（税込）を支給。  第二次選考でプロジェクトが採用された者に認められる総予算（市民参加型予算からの支出）は税込で18 000ユーロ。この予算にはアーティストのプロジェクト考案と作品の制作に対する謝礼、作品制作に必要な道具の購入費、知的財産権の譲渡、食費、交通費及び宿泊費が含まれる。 | 期間は定められていないが、一時的な展示。  作品の維持管理費については市の経常予算に計上されていないため、維持管理は行われず、作品の損傷がひどい場合には消される。 |

なお工事現場の仮囲いについては、学校教育の一環で生徒が制作した絵を展示する場所としての活用（トロワ市の大聖堂の修復工事現場の仮囲いに、小学校5年生の生徒19人が工事現場の見学の後に、大聖堂と町の歴史的建造物をテーマとして縦1.5メートル、横2メートルの木製パネル13枚に描いた絵を展示）、コミューンではなく整備公社による現場周辺の環境美化のために壁画の発注（2024年のパリオリンピックのオリンピック村の整備主体が全長83メートルの工事現場の仮囲いの壁画をイラストレーターに発注）などの例もみられる。

主要参考URL：

* <https://www.artistiques.org/comment-le-street-art-urbain-influence-t-il-la-perception-de-l-espace-public/>
* <https://www.lagazettedescommunes.com/934474/le-street-art-redonne-des-couleurs-aux-villes/?abo=1>
* <https://www.lagazettedescommunes.com/619675/le-street-art-repeint-lespace-public-aux-couleurs-de-lechange/?abo=1>
* <https://www.savigny.org/wp-content/uploads/2025/02/ANNEXE2025459_AppelAProjetFresqueParkingHDV_ocred.pdf>
* <https://poleartsvisuels-pdl.fr/wp-content/uploads/2024/04/appel-a-projets-palissart-2024.pdf>
* <https://www.culture.gouv.fr/regions/drac-grand-est/actu/mh-etat/troyes/fresque>
* <https://www.rue.bzh/post/appel-%C3%A0-projet-artistique-fresque-au-blosne-pour-illustrer-l-histoire-et-l-avenir-du-quartier-re#:~:text=PR%C3%89SENTATION%20DE%20L'APPEL%20%C3%80%20PROJET&text=Lors%20de%20la%20saison%206,quartier%2C%20a%20%C3%A9t%C3%A9%20%C3%A9lu%20laur%C3%A9at>.

1. **パリ市のストリートアートに関する取り組み**

パリでは1990年代にステンシルアートやタグが多く見られるようになったが、当時は違法行為として厳しく取り締まられていた。その一方で1989年には当時13区の区長であったジャック・トゥーボンが有名なフランス人画家であるジル・アイヨーに区内の小学校のために壁画を発注するなど、合法的なストリートアート作品は、以前から街を美化するツールとして活用・保存されてきた（同作品は2022年に修復されている）。

パリ市のサイト上に「パリはストリートアートの中心地である」と書かれているように、市内には多くのストリートアート作品が存在し、13区と20区には大規模なストリートアート作品が見られることで知られている。特に13区は建物の外壁に描かれた大型の壁画が約160もあることから「ストリートアートの屋外美術館」とも呼ばれており、それを見ることができるスポットや見学ルートのほか、市内のストリートアートに関する情報が市や観光局のサイトで紹介されている。

13区のストリートアート作品とその制作過程を紹介するビデオ：

<https://www.youtube.com/watch?v=urKXvZiJSAY>

主要参考URL：

* <https://www.paris.fr/pages/paris-et-le-street-art-une-histoire-d-armour-22101>
* <https://www.pariszigzag.fr/sortir-paris/tendances-culture/street-art-paris-13>
* <https://www.paris.fr/pages/que-faire-a-paris-quand-on-aime-le-street-art-18737>
* <https://www.paris.fr/pages/que-faire-a-paris-quand-on-aime-le-street-art-18737#:~:text=De%20Montmartre%20au%20canal%20Saint,l'art%20en%20plein%20air>.
* <https://www.paris.fr/pages/l-art-urbain-sur-le-devant-de-la-scene-parisienne-22107>
* <https://parisjetaime.com/article/balade-street-art-dans-le-13e-arrondissement-a776>

以下ストリートアートに関するパリ市の取り組みの例を紹介する。

合法的なストリートアートの表現の場の提供

パリ市には、ストリートアーティストが合法的かつ自由に芸術表現をするための「芸術表現の壁（mur d’expression artistique）」と呼ばれる壁が市内数か所に存在する。

例えばパリ市の20区は、市民にストリートアートをよりよく知ってもらい、また定期的にストリートアーティストを受け入れるために、区内3か所に、mur à programmation（「作品展示プランニングの壁」の意）と呼ばれる壁をアーティストに制作の場として提供している。これら3つの壁の管理とアーティスト受け入れのプランニングは、アソシアシオンであるArt Azoïに委託されている。このアソシアシオンは、公共空間における芸術制作の普及推進と大規模の文化プロジェクトの実施をその活動としており、毎年国内外のアーティストを招聘してウォールアートの作品を制作してもらい、期間限定で掲出している。また20区には、上記の3つの壁以外にも区がストリートアートの制作場所としてArt Azoïに管理を委託している壁が数か所あり、そこには常設作品のウォールアートが掲出されている。

20区の別のパートナーであるCurry Vavart（文化活動を行うアソシアシオン）は、2016年に20区の協力の下に、通りに設置されている信号用配電盤をストリートアート作品とするためにプロジェクト公募を行っている。

主要参考URL：

* <https://mairie20.paris.fr/pages/l-art-dans-la-rue-13742#:~:text=Un%20appel%20%C3%A0%20projet%20a,pr%C3%A9vue%20pour%20chaque%20artiste%20retenu>.
* <https://curry-vavart.com/res/news/AppelAProjet_Final_01062016compressed.pdf>
* <https://menil.info/Un-mur-d-expression-artistique-libre-dans-le-quartier-de-Saint-Blaise>

街の美化のためのストリートアートの利用

パリ市は2024年7月10日の議会で、シャッターの落書きの被害に悩む商店会2団体の要請を受けて、シャッターにアート作品を描く「シャッターアート」があることで落書きをさせないようにするという試験的取り組みのため、同2団体に対し41 600ユーロの補助金を出すことを決定した。本来なら建物の落書きを消す責任はその所有者または占有者にあるとされるが、パリ市では清掃・水道部が落書きの除去作業を行うことがほとんどである。しかしながら市が落書きの除去のために支出する費用は毎年600万ユーロにも達しており、市としては落書きの防止策としてのシャッターアートにより景観を向上させるとともに、除去にかかる費用を節約したい意向である。

主要参考URL：

* <https://www.franceinfo.fr/culture/arts-expos/street-art/la-mairie-de-paris-va-subventionner-des-fresques-artistiques-sur-les-rideaux-des-commerces-pour-eviter-les-tags-sauvages_6659946.html>
* <https://www.paris.fr/pages/des-fresques-pour-faire-face-aux-degradations-des-rideaux-de-commerces-27897>
* <https://www.bfmtv.com/paris/paris-pour-dissuader-les-tags-la-mairie-va-subventionner-des-fresques-sur-les-rideaux-de-commerces_AD-202407100844.html#:~:text=La%20mairie%20estime%20que%20les,le%20Conseil%20de%20Paris%20mercredi>.

ストリートアート関連イベントの開催

パリ市は2022年10月15日から2023年6月3日まで、市庁舎において「CAPITALE(S)－60年のパリのアーバンアート」と題する展覧会を行い、有名なアーティスト約70人のストリートアート作品や関連資料、講演会などを行った。

主要参考URL：

* <https://www.paris.fr/dossiers/paris-capitale-du-street-art-62>
* <https://www.sortiraparis.com/arts-culture/exposition/articles/280684-capitale-s-l-exposition-street-art-dingue-et-gratuite-a-l-hotel-de-ville-de-paris-en-prolongation#:~:text=Du%2015%20octobre%202022%20au,%2C%20Invader%2C%20Swoon>...

ロサンジェルス市との交流の一環でのストリートアートの共同制作

2024年のオリンピック・パラリンピック開催都市であったパリ市は、2028年の開催都市であるロサンジェルスと文化交流を行っているが、その一環で2024年5月に、パリのポルト・ド・クリニャンクール（18区）にある建物の高さ27メートルの壁に、アメリカ人アーティストKatbingとフランス人アーティストKekliによる共同制作の壁画が2週間をかけて制作された。

主要参考URL：

* <https://www.paris.fr/pages/paris-et-los-angeles-celebrent-les-jeux-a-travers-une-gigantesque-fresque-27366>